○国土交通省告示第六百十七号

自動車等安全性能評価実施要領（平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号）の一部を次のように変更したので、自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第五項の規定により準用する同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月一日

国土交通大臣　石井　啓一

第二条第十四号中「ダミーのに」を「ダミーの」に改め、同条第三十六号を同条第三十七号とし、同条第三十五号中「ターゲット」を「車両ターゲット」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十六　「歩行者ターゲット」とは、試験自動車を衝突させる人体模型をいう。

第四条第一項の表第一号を削り、同表第二号を同表第一号とし、同表第三号から第七号を一号ずつ繰り上げ、同表第八号中「三十五キロメートル毎時」を「四十キロメートル毎時」に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号中「四段階」を「五段階」に改め、同号を同表第八号とし、同表第十号を同表第九号とし、同表第十一号から第十四号を一号ずつ繰り上げ、同表第十五号中「衝突被害軽減制動制御装置性能」を「車両衝突被害軽減制動制御装置性能」に、「ターゲット」を「車両ターゲット」に改め、同号を同表第十四号とし、同号の次に次のように加える。

十五　歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能	乾燥した路面において、試験自動車の前面を十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時までの五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、横断中の歩行者ターゲットに衝突させる試験	試験自動車の衝突時の速度

第四条第一号の表第十八号中欄中「第十五号」を「第十四号」に改め、同号下欄中「衝突被害軽減制動制御装置性能試験」を「車両衝突被害軽減制動制御装置性能試験、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百十八号

道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）別表第一備考第一号イ及び第二号（これらの規定を第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに別表第二備考第一号イ及び第二号の規定に基づき、道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示

（審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者）

第一条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ（第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。

名　称	住　所
独立行政法人自動車技術総合機構	東京都新宿区本塩町八番の二
TÜV NORD Mobilität GmbH & Co. KG	Am TÜV 1, D-30519 Hannover, Germany
TÜV Rheinland Kraftfahrt GmbH	Am Grauen Stein, D-51105 Köln (Poll), Germany
TÜV SÜD Automotive GmbH	Westendstraße 199, D-80686 München, Germany
TÜH Staatliche Technische Überwachung Hessen	Rüdesheimer Straße 119, D-64285 Darmstadt, Germany
DEKRA Automobil GmbH	Senftenberger Straße 30, D-01998 Klettwitz, Germany
FAKT GmbH	Grütenstraße 5, D-87751 Himertingen, Germany
Union Technique de L'Automobile, du Motocycle et du Cycle	Autodrome de Linas-Montlhéry, BP 20212 F-91311 Montlhéry cedex, France
CSI (Certification of Safety Institute S.p.A.)	Viale Lombardia, 20 20021 Bollate (MI), Italy
RDW (Vehicle Technology and Information Centre)	Europaweg 205, 2711 ER (P.O. Box 777, 2700AT) Zoetermeer, The Netherland
AVL MTC Motortestcenter AB	Armaturvägen 1, P.O. Box 223, SE-136 23 Haninge, Sweden
Applus+ IDIADA (Institute for Applied Automotive Research)	L'Albornar PO Box 20, E-43710 Santa Oliva (Tarragona), Spain
Instututo Nacional de Técnica Aeroespacial	Carretera de Ajalvir, p.k. 4, 28850 Torrejon de Ardoz (Madrid), Spain
Laboratorio Central Official de Electrotecnia	José Gutiérrez Abascal, n°2, 28006 Madrid, Spain
Vehicle Certification Agency	VCA Midlands Centre Watling Street, Nuneaton, Warwickshire CV10 0UA, United Kingdom
MGA Research Corporation	5000 Warren Road Burlington, Wisconsin 53105, U.S.A
Calspan Corporation	4455 Genesee Street, Buffalo, NY 14225, U.S.A
Transportation Research Center Inc.	P.O. Box B-67 10820 State Route 347. East Liberty, Ohio 43319-0367, U.S.A

（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験）

第二条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号（第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

第十六号	第七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第六百七十五号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第十三条第一項に定める基準に係る試験